

2. 介護休業取得応援奨励金の申請するときに注意を要する書類

1. 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)

2名分必要

2. 会社案内又は会社概要

代表者氏名、会社の所在地、事業内容等がわかるもの

3. 介護休業取得応援奨励金の対象となる従業員の住民票

- ① 対象従業員本人の氏名、居住地が記載されているもの
- ② 対象家族が同居している場合、対象家族の氏名及び本人との続柄が記載されているもの
- ③ 対象従業員が外国人の場合、在留期間が記載されているもの
- ④ 発行日から3か月以内のもの

※マイナンバー、本籍の記載は不要

4. 対象従業員と対象家族の関係がわかる書類

戸籍謄本、住民票除票

5. 対象従業員の介護休業の申出書(社内様式)

6. 対象家族の介護状態の事実を確認できる書類

介護保険被保険者証、医師の診断書等

障害児や医療的ケア児も対象となりますが、乳幼児の通常の発達過程において日常生活上の必要な便宜を供与をする場合は、介護状態とはみなさない。

7. 介護休業給付の対象となる家族

介護休業給付の対象となるのは、下記の1～7です。

- (1) 配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)
- (2) 父母(養父母を含む)
- (3) 子(養子を含む)
- (4) 配偶者の父母(養父母を含む)
- (5) 祖父母
- (6) 兄弟姉妹
- (7) 孫